

(案)

府消委第 号
平成25年8月 日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎 あて

消費者委員会
委員長 河上 正二

答 申 書

平成25年8月27日付け消表対第385号をもって当委員会に諮問のあった住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の規定に基づく日本住宅性能表示基準の策定に伴う見直し等の改正を行うことについては、住宅の品質確保の促進等に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。